

# だましの手口に ご用心!

ひっかかった  
にや~



しめしめ



今度はあなたが**カモ**になるかも…

その前に!



## キツパリと NO!



**不安なときはまず消費者行政センターへ相談を!**



川崎市消費者行政センター 相談窓口

☎044-200-3030

相談時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～16:00

※毎週金曜日は電話相談のみ19:00まで受付

### 区役所での予約出張相談

面談が必要な場合には、次の3区役所に相談員が出張して相談をお受けします。  
相談時間：9:00～16:00（休・祝日は除く）

中原区役所：金曜日 高津区役所：火曜日 多摩区役所：月曜日

※前日（開庁日）までに消費者行政センターへ出張相談の予約をしてください。

### 電子メールによる相談

電子メールによる相談をお受けします。（携帯電話からのアクセスは不可）  
※消費者行政センターホームページにある消費生活相談「メール送信フォーム」から送信してください。

ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/28/28syohi/home/syomenu/syomenu.htm>

川崎市消費者行政センター

検索

# 悪質商法! こんな手口にだまされないで!!

## 催眠(SF)商法



路上で無料の景品を配って人を集め、閉め切った会場に誘い、さらに日用品等を次々と無料で配った後で、高額な商品売りつける。

## 利殖商法



突然の電話で、「未公開株や先物取引で必ず儲かる」と勧誘する。利益は出ず、お金だけをだまし取ったりする。

## 無料点検商法



配水管や耐震診断などの無料点検と言って家に上がり、必要のない高額な工事を勧める。一度契約すると次々に別工事や関連商品の購入を迫る。

## 架空・不当請求



もっともらしい会社名を語り、ハガキやメールで覚えのない有料サイトの情報料などの請求書を送りつけ不安を煽り、支払いを迫る。連絡すると次々と請求される例が多い。

## 契約トラブルに巻き込まれないために…



**うまい話に安易にのらない!**



**サイン、押印は慎重に!**



**買う前に家族や友人に相談を!**

## 訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけれど**解約したい**…

そんな時は、**クーリング・オフ制度**を利用しましょう。

特定の取引は、一定期間(8日※マルチ商法、内職商法は20日)以内であれば理由を問わず一方的に契約を解除できます。例のようにハガキを書いて、コピーを取って、特定記録郵便で契約業者の代表者に送ります。不明な点は、消費者行政センターへお問い合わせください。

また、**クーリングオフの期間を過ぎても、悪質商法による契約は解約できる場合もあります**ので、あきらめずに**早めに**消費者行政センターへご相談ください。

### ハガキの書き方例

〇年〇月〇日  
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
住所 川崎市〇〇区〇〇町〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇年〇月〇日、貴社と〇〇〇の購入契約をしましたが、解除いたします。  
つきましては、支払い済みの〇〇〇〇円を至急返金してください。  
なお、商品は早急に引き取ってください。

### 契約解除通知書

消費者行政センターはあなたの強い味方です。

